

小山町再生可能エネルギー電気の発電の  
促進による農山漁村の活性化に関する基本計画

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本町は静岡県北東端に位置し、北西端は富士山頂に達している。富士山を頂点とした富士外輪状の三国山系と北東は丹沢山地、東南は箱根外輪山と1,000mを超える山々に囲まれ東西に長く伸びている。

平野部では、富士山の湧水など豊富な水資源や冷涼な気候を活かした水稲作が盛んで「JA 御殿場こしひかり」としてブランド化に向けた取組が行われており、山間部では、ヒノキ・スギ等の森林資源を活かし、地域材を「富士山一金時材」としてブランド化に取り組むなど、豊富な地域資源を活かした農林業が行われている。

しかし、農林業従事者の高齢化や担い手の減少、農産物や木材価格の低迷等を背景に、地域の農林業をとりまく環境は厳しく、施業の集約化等による農業、森林経営の効率化や資源の有効活用などを進め、農林業の活性化を図る必要がある。

このため、木質バイオマス発電施設を導入することで豊富な森林資源を活かし、未利用材の有効活用を進めることで、森林資源の循環利用を図り林業の活性化を実現する。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地 区	区域の所在	面積 (m <sup>2</sup> )	備 考
湯船	小山町上野 1048	995	山林

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地 区	発電設備の種類	発電設備の規模	規模
湯船	木質バイオマス発電	165kW	熱併給 260kW
〃	太陽光発電	55kW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備 考
発電事業者が、主に地域に賦存する未利用材を原料とする燃料を長期的かつ安定的な価格で買い取ることで、林業の活性化に寄与し、発電の関連産	地域に賦存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて8割未満にな

業による雇用の創出を図る。

らないようにする。

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

発電施設の配置にあたり、必要に応じた影響の調査・検討等により自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

田園景観等の地域の特性を保全するよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

20年間で、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備について、木質バイオマス発電を165kW、太陽光発電を55kW導入し、年間発電量約123万kWhを目標とする。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（施設整備の進捗状況、稼働状況）を精査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は、発電事業者の責任において施設の撤去及び土地の原状回復する義務を負い、撤去及び原状回復に係る費用を全額負担することとする。

設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

## 10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

### (1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや広報等により広く周知する。

### (2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な賃金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

なお、上記3の「木質バイオマス発電設備」に係る設備整備計画の認定にあたっては、出力制御の対象外の優遇措置を受けるために必要となる以下地域資源バイオマス発電設備の要件を満たすことを確認することとする。

- ① 地域に存するバイオマスを主に活用するものとする。
- ② 地域の関係者の合意を得ていること。
- ③ 発電に供する原料の安定供給体制を構築していること。
- ④ ①～③の要件が満たされていることを事後的に確認できる体制が確立されていること。

### (3) 区域外の関係者との連携

再生可能エネルギー発電事業者は、本町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

## 11. 備考

本計画は、「農山漁村の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年11月法律第81号）」に基づく「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成26年5月農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号）」による基本計画策定の要件を満たしている。